

公 告
令和6年5月8日

周南市立新南陽市民病院増改築基本計画等策定業務について、公募型プロポーザルを実施するので、本業務の実施要領に基づいて、次のとおり公告する。

周南市長 藤井 律子

1 業務の概要

(1) 業務名称

周南市立新南陽市民病院増改築基本計画等策定業務

(2) 業務の目的

周南市立新南陽市民病院（以下「市民病院」という。）は、周南西部地域の中核的病院として、地域住民の健康と福祉の増進を図ることを責務としながら、質の高い医療を安定的かつ効率的に提供してきた。しかしながら、施設の老朽化や狭あい等により、市民病院が抱える課題が明らかになってきたことから、持続的な病院経営を見据えた病院機能の再構築に向けた抜本的な対応が急務となっている。

本業務は、令和6年3月に策定された「周南市立新南陽市民病院経営強化プラン」を踏まえ、市民病院の担うべき役割や機能等について、市民病院としての考え方や方向性を具体化し、病院の増改築を行うために必要な基本計画等を策定することを目的とする。

(3) 業務内容

「仕様書」のとおり

(4) 業務期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

(5) 履行場所

山口県周南市宮の前二丁目3番15号 周南市立新南陽市民病院

2 担当課

〒745-8655 山口県周南市岐山通1丁目1番地

周南市健康医療部病院管理課

電話番号 0834-22-8383

FAX番号 0834-22-8266

E-mail byouinkanri@city.shunan.lg.jp

3 参加資格

本プロポーザルに参加をしようとする者は、次に掲げる参加資格要件を全て満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項の規定に該当しない者であること。
- (2) 参加表明書の提出時点において、「令和6・7年度周南市競争入札等参加資格者名簿（業務委託）」に登録されていること。
- (3) 参加表明書の提出の日から契約締結までの間において、指名停止の措置を周南市から受けていない者又は受けることが明らかである者でないこと。
- (4) 周南市入札契約からの暴力団等排除要綱（平成24年周南市要綱第37号）別表各号に掲げる措置要件に該当する者でないこと。
- (5) 平成26年4月1日以降に、国、独立行政法人国立病院機構、都道府県、市町村が設置する病床数100床以上の病院の新築・増改築計画に関する基礎調査の実施、基本構想の策定又は基本計画の策定に係る業務を元請として受託した実績を有していること。

4 参加手続

(1) 実施要領・仕様書等の確認

① 公告日

令和6年5月8日（水）

② 公告方法

周南市公式ホームページ

③ 関係書類の入手方法

本プロポーザルに係る実施要領等の関係書類は、下記の周南市ホームページからダウンロードすること。また、健康医療部病院管理課でも配布する。

URL <https://www.city.shunan.lg.jp/>

(2) 参加表明書の提出

① 提出書類

本プロポーザルへの参加を希望する者は、本実施要領、仕様書及び周南市の契約に関する規則等の各規定を理解した上で、次のとおり必要書類を提出すること。

ア 参加表明書（様式2）

イ 会社概要（任意様式。パンフレット等でも可。）

ウ 履行実績調書（様式3）

※「3 参加資格（5）」に記載している業務実績を最大5件記入

※「⑥ プレゼンテーション及びヒアリング実施対象者の選定」を参照

② 提出期限

令和6年5月23日（木）17時00分まで

（受付時間帯は、土日祝日を除く9時から17時までとする。）

③ 提出場所

周南市健康医療部病院管理課

〒745-8655 山口県周南市岐山通1丁目1番地 本庁舎4階

④ 提出方法

郵送又は持参

※郵送による場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によること。また、不達及び遅配を原因として参加希望者に不利益が生じても、周南市はその責を負わない。

⑤ 提出部数

提出書類各1部

⑥ プレゼンテーション及びヒアリング（以下、「プレゼン等」という。）実施対象者の選定

参加資格を満たす応募者が5者未満の場合は、すべての応募者をプレゼン等の実施対象者とする。また、応募者が5者以上の場合は、履行実績調書（様式3）に記載した業務実績を下記により採点し、点数の高い方から4者程度を対象者に選定する。

ア 基礎調査の実施又は基本構想の策定から基本計画の策定まで一体的に実施した業務：1件につき3点

イ 基本計画の策定に係る業務：1件につき2点

ウ 基礎調査の実施又は基本構想の策定に係る業務：1件につき1点

⑦ 参加資格確認結果

参加表明書提出者に対し、令和6年5月30日（木）（予定）までに、電子メール及び文書にて、参加資格審査結果通知書兼プレゼン等実施対象者選定結果通知書（様式4）により通知する。なお、この結果についての異議申し立ては受け付けない。

5 評価の手続き及び受託候補者の選定

提出された企画提案書等の評価は、周南市が設置する「周南市立新南陽市民病院増改築基本計画等策定業務プロポーザル評価会」が行い、最も評価の高い事業者を受託候補者として選定する。

（1）評価方法

業務実績、業務実施体制、企画提案内容及び見積金額等を「プロポーザル評価基準・配点一覧表」に基づき総合的に評価する。

（2）日程

令和6年7月2日（火）（予定）

6 契約方法

(1) 提案内容の調整

受託候補者の企画提案書等の記載内容が、原則として契約締結時の業務内容となるが、本業務の目的達成のため、受託候補者との協議により、内容を修正・変更する場合がある。

(2) 契約の締結

選定された受託候補者との協議が整い次第、周南市契約事務規則（平成15年周南市規則第51号）に基づいて契約を締結することとする。なお、受託候補者との契約締結ができないと判断した場合は、評価点の次点者と契約締結に向けた交渉を行う。

7 その他

(1) 企画提案書の作成及び提出、その他プロポーザルに要する経費は、原則として参加者の負担とする。

(2) 次に該当する提案は無効とする。

- ① 提案を行った事業者が、参加資格要件を満たさなくなった場合
- ② 提出書類に不備又は虚偽の記載等があった場合
- ③ 実施要領等で示された提出書類について、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- ④ 評価の公平性に影響を与えるような不誠実な行為があった場合
- ⑤ 説明会又はヒアリング等を開催した場合において、正当な理由なく欠席した場合
- ⑥ 見積金額が実施要領に示した事業規模（提案上限額）を超える場合
- ⑦ 公告及び実施要領等に違反すると認められた場合
- ⑧ 著しく信義に反する行為があった場合

(3) 提出期限後における参加表明書、企画提案書等の差し替え又は再提出は認めない。

(4) その他詳細は、実施要領による。